

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 01

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	地域における人権尊重の取組の推進
担当当局		総合政策局			

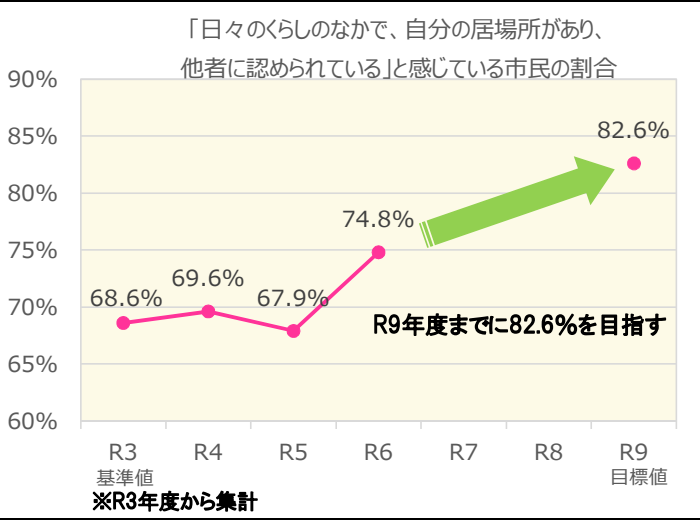
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6	%	82.6	—	68.6	69.6	67.9	74.8
B	「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	↑	83.6	%	90.0	—	83.6	79.2	81.9	83.7
C										
D										
E										

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業(人権啓発活動地方委託事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	国勢調査データを活用した調査分析事業(人権啓発事業)
2	インターネット上の人権問題等に関する法律相談(尼崎人権啓発協会補助金)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】 (目標指標A) (目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。 ①≪外国籍住民と交流できる場づくり≫ベトナム人のママ・パパ対象の交流会やお花見イベントを通じて孤立化を防ぎ、困った時に行政へ気軽に相談できるきっかけづくりを行ったほか、地域の日本人と外国人が知り合い、助け合える環境づくりを目的に、流しそうめん等のイベントを通じて、生涯学習プラザが災害時を含め「いつでも来やすい場所」であることを外国籍住民に認識してもらう機会を提供した。 ②≪マイノリティの思いを共有できる場づくり≫まちづくりや地域活動について誰もが参加できる「みんなの尼崎大学相談室」では、外国人と出会えるカフェをつくりたい、精神疾患について身近に感じ気軽に相談できる場所をつくりたいなどの多様な場づくりの相談を通じて参加者同士が積極的に意見交換し対話を深めることができたほか、妊娠・出産・子育て期の親子の社会的孤立を防ぎ、育児不安やストレスの軽減と継続的に生涯学習プラザへ通うきっかけとなる場づくりを行うことで他のイベントへの参加につながるなど地域との関係づくりに寄与した。 ③≪部落差別(同和問題)への取組≫国勢調査データを活用した分析結果では、旧同和地区とそれ以外の地域との乖離は小さくなっている。しかしながら、今なお寄せられる旧同和地区か否かという問い合わせへの「対応事例集」を作成し、所属長向け研修で周知するとともに関係部局へ配布した。 ④≪関係部局や地域住民・団体とが連携した場づくり≫「尼崎市子どものための権利擁護委員会」では、子ども向けに「子どもの権利」についての周知啓発、「子どもアドボカシー活動(子どもの声をしっかり聴き、意見表明を支援する活動)」として、ふだん思っていることや伝えたいことを子どもたちが意見表明する「言うてええねん会議」を開催し、当会議で出た学校環境や校則等への要望を子どもたち自らが市長に対して意見表明を行った。	
【地域における人権学習・啓発の推進】 (目標指標A・B) (目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。 ⑤≪人権についての意識調査等≫人権についての市民意識調査の結果、人権には必ず義務が伴うと誤解していたり、「差別に対して抗議や反対することによって、かえって問題の解決がしにくくなる」といった意見に対して賛否が分かれ、どちらともいえないの割合が高く(約4割)なる傾向がその他の意見でも多く見られた。 ⑥≪多文化共生社会の推進に向けて≫ルワンダ人を講師とし、母国の内戦と現状、東日本大震災での被災外国人への支援活動の経験など外国籍住民と地域住民の相互理解について講演会(参加51人)を開催し、市民と職員がともに多文化共生社会の実現に向けて何ができるかを考える機会とした。 ⑦≪マジョリティとマイノリティ≫人権教育やインクルーシブ教育についての学習会を開催し、教職員、保護者、地域住民の意見交換を通じてマジョリティの子どもを中心とした教育システムから、マイノリティの子どもがいることを前提とし、学ぶ権利を保障する通常学級の在り方を学んだほか(参加199人)、性の多様性やジェンダーへの理解に向けて、性的マイノリティ当事者による講話とグループワークを通じて参加者(参加19人)が学びをより深めるきっかけとなった。 ⑧≪平和啓発≫社会情勢が不安定なアフガニスタンの女性や子どもへの難民支援や教育支援等を行っている講師から紛争地域の現状を学ぶ講演会(参加37人)では、実感をもって自分事として理解することが理解につながるとの感想が寄せられたほか、戦争を知らない世代にも被爆体験を知ってもらうためのパネル展等を開催することで、平和とは何かを考えるきっかけとした。 ⑨≪子どもの権利について≫教員と地域の人が「子どもの権利」をテーマに「尼崎市子どものための権利擁護委員会」の活動等を知る講演会を開催し、子どもの権利を守るために必要なこと、子どもが安心安全に暮らせる地域づくりについて共に学ぶ機会とした。また「児童養護施設で育つこども」をテーマに施設で子ども達と関わってきた講師の経験等を踏まえて、全ての子どもたちの健やかな育ちと人権について学びを深めた(参加113人)。 ⑩≪人権教育小集団学習≫市民の主体的な学習活動の機会を持続的に確保するため、継続した活動支援を行うとともに、人権教育のリーダー育成に向け定期的に研修会を実施した。研修会については、一般参加が可能な公開講座とし、戦争、発達障害、保護司、部落問題、子どもの権利と自己肯定感、ヘイトスピーチなどをテーマに市民が自分事として学習に取り組める機会を提供した。	

⑩小集団学習グループの減少と人権教育リーダーの担い手の確保が課題となっており、人権学習が継続して実施できる方策の検討と新たなグループの立上げ支援を図るとともに、リーダーの育成、発掘に取り組む必要がある。

令和7年度の取組

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】 ①～④多様な人権問題をテーマとした地域の学びや交流の場づくりに引き続き取り組んでいく。特に、外国籍住民と地域住民との交流にあたっては、キーパーソンの発掘を意識しながら実施していく。 【地域における人権学習・啓発の推進】 ⑤～⑨当事者やその声に共感する人たちによるこれまでの差別解消に向けた様々な取組が人権問題の解決につながってきた歴史と正確な情報を継続して伝えていく。 ⑩各学校のホームページ等を活用し、学習活動に関する情報発信を行い、身近なところで学習が行われていることの周知や学習に対する関心を持ってもらえるように体験的な参加の機会を設ける。また、将来の推進リーダーが育つよう、小集団学習グループへの支援等を通じて、リーダーの育成・発掘に引き続き取り組む。
--

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
・人権文化いきづつまちづくりの実現に向け、当事者との交流や啓発講座を通じて、多様な人権問題を理解し、自分事として捉えられるよう、人権についての正しい情報の提供に引き続き取り組む。 ・加えて、近年の外国籍住民の増加を踏まえ、多様な文化的背景を持つ者同士が地域で共生していくために、外国籍住民と地域住民の相互理解の促進に取り組むことで多文化共生社会の実現を目指す。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 02

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局		総合政策局			

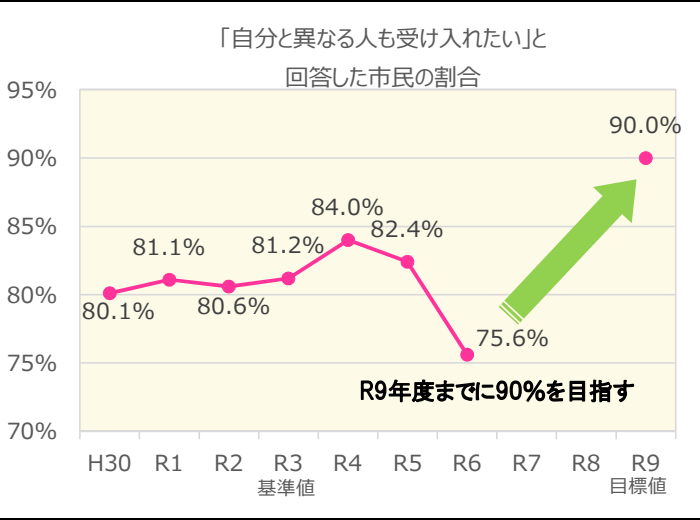
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			R2	R3	R4	R5	R6			
A	「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合	↑	73.9	%	80.0	77.2	73.9	76.3	76.6	77.1
B	「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合	↓	32.6	%	16.0	—	32.6	31.3	31.2	31.7
C	「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	↑	81.2	%	90.0	80.6	81.2	84.0	82.4	75.6
D										
E										

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	行政窓口等における通訳タブレットの拡充(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の機能強化(多文化共生社会推進事業)
3	経済分野等における国際交流調査・研究事業(姉妹・友好都市等交流関係事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	放課後日本語ボランティア派遣事業(多文化共生社会推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	女性のつながりサポート事業(女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業)
2	外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)
3	(仮称)多文化共生社会推進指針の策定(多文化共生社会推進事業)
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】(目標指標A・B・C) (目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。 ①《パートナーシップ宣誓制度の拡充》性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。(令和7年3月末の受領証交付件数:52件) ②《女性・勤労婦人センター(トレビエ)の事業》就労中・子育て中の閉塞感を抱える女性、自立援助の必要な若年女性等を対象にトレビエで実施した居場所事業(11回)は、交流を促進するワークショップのほか、民間支援団体や地域の公共施設で同事業を実施するなど、参加を促進する工夫を行った。 ③《今後のトレビエ機能の検討》男女共同参画の拠点施設であるトレビエの再整備に向けて、付属機関である運営委員会のみならず、男女共同参画審議会や利用者団体等から意見聴取を行い、今後、トレビエに求められる役割や果たすべき目的等、機能の方向性について検討を進めた。	
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】(目標指標C) (目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。 ④《相談支援体制の充実》外国人総合相談窓口において、令和6年度は、39の国・地域の外国籍住民から相談を受け、適切な支援につなげた。(R6:816回、延べ1,203件、R5:859回、延べ1,115件、R4:755回、延べ929件、R3:464回、延べ550件) ⑤《日本語教室の充実》地域の日本語教室の子ども受入れ促進を図るため、各教室のボランティアグループ代表者等が集う意見交換会を開催し、課題共有や連携強化を図った。また、放課後日本語ボランティア派遣事業(令和6年度から令和8年度)を実施し、3校、6人の児童の支援を行った。 ⑥《多文化共生社会推進指針等》おおむね10年間の市の多文化共生に係る方向性を示す「尼崎市多文化共生社会推進指針」、令和9年度からの開始が見込まれる「育成就労制度」の創設などの国の入国管理政策の見直しも視野に、市として直近3か年で重点的に取り組むべき施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定した。	
【姉妹都市・友好都市等との交流】 (目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深めるなど、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。 ⑦《友好交流の再開》使節団の派遣・受入や鞍山市友好経済代表団の受入を再開するなど、姉妹・友好都市との親善交流を深めた。またアジア諸国の総領事等と今後の交流について意見交換を図った。	
【その他様々な人権問題への取組】(主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。) (目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。 ⑧《様々な人権問題への啓発》ハンセン病回復者からの話を直接聞くことで、被差別体験等について学ぶとともに、正しい理解を促進するため、回復者との座談会形式による全市的な講演会(201名参加)や療養所への職員視察研修を実施したほか、国、県等との共催で拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い」を開催(340名参加)するなど理解を深めた。 ⑨《人権に配慮した防災》災害発生時の避難所生活を想定し、多様な避難者のニーズに応えられるよう、女性や外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄品の更新を着実に行った。また、「男女共同参画の視点からの防災」についての体験・展示をトレビエにおいて実施した。 ⑩《地域総合センターの相談機能》地域住民や各種団体との関係を密にし連携を図ることで外国籍住民の相談を通じて、日本語教室の開設や日常生活の補助など、適切な支援につなぐことができた。 ⑪《インクルーシブ遊具の設置》市民参加型ワークショップを通じて、導入するインクルーシブ遊具の検討を行うなど、インクルーシブの観点と市民意見を取り入れる工夫を図った。	

令和7年度の取組
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 ①制度実施に際しては、市報やホームページ、リーフレット等を活用し、制度と対象となる公的サービスについて効果的な周知に努める。 ②③多様なロールモデルとの交流会を通じた就労意欲の促進を図る事業や、男性・性的マイノリティ向け相談など、幅広い対象者向けの事業を実施する。また、人口減少による労働力不足を背景に、多様な働き方の推進や子育て世代の労働参加、キャリア開発を支援する観点からコワーキングスペースの設置について検討を進める。あわせて、今後のトレビエの再整備に向け、必要な機能を整理し、付属機関や広く市民から意見聴取し、関係課等と協議しながら、必要な施設規模について具体的に検討していく。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ④ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設(6台⇒18台)するなど、相談機能の強化を図る。 ⑤放課後日本語ボランティア派遣事業について、児童の課題を把握する中で有効な支援となるよう、関係部局と協議しながら検討を進めていく。 ⑥外国籍住民と地域住民との相互理解を深めるため、地域住民への啓発に努めるとともに、地域の交流イベントを促進する。
【姉妹都市・友好都市等との交流】 ⑦本市への転入増加が著しいアジア諸国との経済分野における交流について、市内企業や経済団体等のニーズ把握を進める。
【その他様々な人権問題への取組】 ⑧～⑩県等と共催で大阪・関西万博のテーマの一つ「平和と人権」に連動した大規模な人権イベントを企画、実施するなど、効果的な啓発となるよう取り組む。 ⑪利用者の利便性向上だけでなく、様々な意見やニーズを把握しながら、取組の周知を行い、必要に応じて機能改善や設備改修の検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 ②③女性の多様な働き方、「働く」と「子育て」を両立しやすい支援策としてトレビエ内でのコワーキングスペースの設置について検討を進める。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ⑤日本語教室の充実、日本語ボランティアの確保に向けて、ボランティア養成講座を拡充するなど学習支援の在り方について検討を進める。

6 評価結果

評価と取組方針
・近年増加傾向にある外国籍住民の地域共生に向け、昨年度策定した「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を踏まえた支援策の充実を検討する。
・トレビエの今後の在り方については、引き続き付属機関や市民等の意見を聴取するとともに、「働く」と「子育て」の両立支援等、今日的な課題への対応も踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けて必要な機能について検討を進める。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 03

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	03	学校園などにおける人権教育の推進
担当当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合	↑	67.3	%	84.0	65.9	67.3	65.7	64.1	63.9
B	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 96.3	—	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9	小 95.5 中 95.1
C										
D										
E										

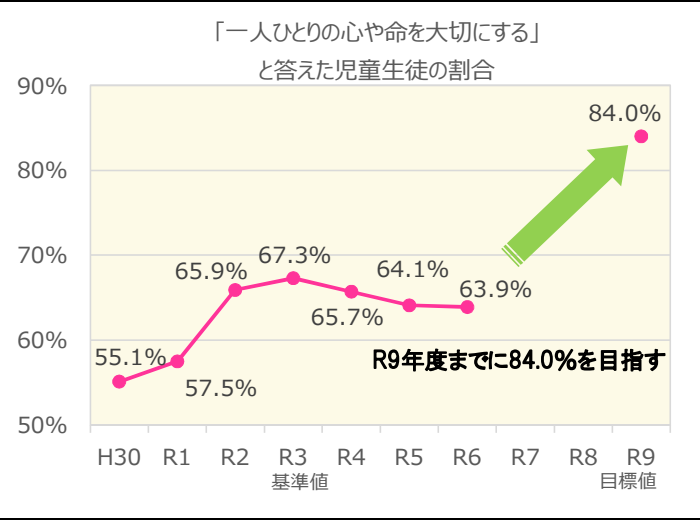
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【実践的行動力を育成する人権教育の推進】(目標指標A) (目的)人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する ①<多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進>各校の年間指導計画等をもとに、教科等を中心に取り組んだ。また、「生命を尊重する心」「規範意識の育成」「人権教育の推進」を重点項目に講演会等を実施した。中学校では「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3テーマに取り組み、17校で年29回の講演を行い、自他の考え方や生き方を尊重する態度を育成した。 ②<性教育をより広く届けていくための取組>ユース交流センター利用者等を対象とした性教育イベント「性と恋愛のしつもんトークナイト」の開催にあたり、開催前後の期間に質問の募集や回答の掲示を行ったことで、ユース世代が性について正しい知識を得て自分ごととして考える機会となった。また、民間団体が主催する青少年向けの性を含む心身の健康について、気軽に看護師や保健師等に相談できる取組を支援した。	①人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組み、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成していく必要がある。 ②これまでユース交流センターの利用者等を対象に取組を行ってきたが、今後は、性教育をより広く青少年に届けるためには、むしろ大人の理解を得ていくことが重要である。
【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】(目標指標A) (目的)学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培う。 ③<校内外での様々な体験活動の実施>小学校3年生で環境体験事業を、5年生では自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。また、伝統と文化を尊重する心を醸成し、環境の保全に寄与する態度等の育成につなげることを目的とした事業について、調査研究を行った。	③学校内外での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培うとともに、道徳教育の充実を図り、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。
【いじめ未然防止対策の充実】(目標指標B) (目的)学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、いじめから子どもの生命と安全を守る。 ④<いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組>教育委員会による年2回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施した。また、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施すること等により、いじめの認知件数も前年度から149件(令和7年3月末現在)増加し、早期発見、早期対応につながった。更に、学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益のため、スクールロイヤーが学校への指導助言や直接保護者等と対応したことにより、早期の問題解決につながった。(令和6年度対応件数:182件(令和7年3月末現在)) ⑤<ネットいじめの防止に向けた取組>小学校41校、中学校17校、高校3校において専門的知識を有する支援員による具体的な事例をもとに出前授業を実施し、ネットいじめの防止やSNSをはじめとする情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつながった。 ⑥<校則の見直しに向けた取組>校則の見直しに関するガイドラインに基づき、(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた校則(学校の決まり等)の公表の3つの観点から、校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議、生徒会と教員との意見交換会等を通して校則を見直し、ホームページに公表した学校もあった。	④いじめ対応については、情報共有が不十分で組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめの認知に結び付いていない学校も一部あることから、組織的な対応、統一アンケートの結果による積極的ないじめの認知、いじめ認知後の適切な対応等について、引き続き、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。 また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあるため、子どもの最善の利益のため、問題を速やかに解決するとともに教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。 ⑤児童生徒のスマートフォン所持率の増加とともに、スマートフォンを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあるため、ルール未作成の学校に今後も取組を継続するよう指導し、児童生徒自身がスマートフォンやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。 ⑥校則は、絶えず見直しを行うことが求められており、引き続き、校則の見直しに関するガイドラインの趣旨に基づき、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるよう見直しを行う必要がある。
【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】 (目的)外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援のため、心理面・言語面のサポートを行う。 ⑦<学校園生活への早期適応に向けた支援>日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援した。また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援した。	⑦様々な国からの来日者の増加が想定されることから、AI通訳機器等の積極的な活用を進め、言語面のサポート体制を拡充する必要がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	スクールロイヤーの設置
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・こどもの人権が守られる学校園の運営について、関係者が共通の認識を持ちながら、引き続きそれぞれの取組を進めていく。
・こどもの多様な人権課題への知的理解と人権感覚の涵養に向け、専門的知見も活用しながら、他者を尊重し個を大事にする人権教育を引き続き推進する。
・いじめ対応をはじめとした複雑化する学校課題への対応については、昨年度設置したスクールロイヤーを引き続き活用していくとともに、早期の問題解決に向けた新たな対応策を検討する。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 04

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	04	市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局		総務局			

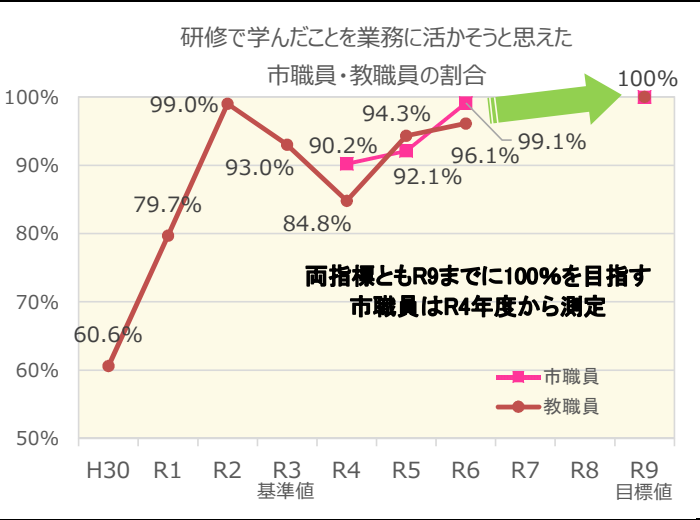
2 目標指標

指 標 名		方向		基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
								R2	R3	R4	R5	R6
A	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	↑		—	%	100		—	—	90.2	92.1	99.1
B	「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑		—	%	100		—	—	89.3	90.4	87.9
C	「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑		93.0	%	100		99.0	93.0	84.8	94.3	96.1
D												
E												

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	カスタマーハラスメント対策の実施
2	日本語指導に関する教職員研修の充実
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市職員への人権研修】 (目標指標A・B) (目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。 ①《旧同和地区への問合せ対応》 旧同和地区に関する問い合わせに適切に対応するため、対応事例集を作成し、職員に周知するとともに、部落差別の現状(インターネット上での誹謗中傷の増加)や差別がおきる背景について職員研修を実施した。 ②《性の多様性への理解促進》 新任係長を対象に性的マイノリティとの対話研修を実施した。当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聴くことで性的マイノリティを身近な存在として認識し、理解促進を図ることができた。 ③《適切な市民対応にむけた接遇力の向上》 窓口職場接遇研修(動画)を新たに作成し、性的マイノリティや外国籍住民等当事者目線に立った対応につなげるよう人権意識の向上に取り組んだ。 ④《カスタマーハラスメント(カスハラ)への対応》 カスハラ対応指針を作成し職員に周知することとあわせ、カスハラへの対応について職員研修を実施した。 ⑤《ハラスメントの防止》 パワーハラスメントをはじめ職場環境を悪化させる各種ハラスメントの防止にむけ、全ての管理職を対象にハラスメント研修を実施した。	
【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】 (目標指標C) (目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるできるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境づくりに取り組む。 ⑥《教育課題の変化に応じた研修の実施》 「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修(1回)を実施し、人権への感度を高めることができた。 ⑦《いじめ防止に向けた取組》 また、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上のため、初任者研修では「これからの児童・生徒対応」として、いじめ事案の対応について扱うとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」を行った。 ⑧《体罰防止に向けた取組》 体罰防止に向けては、合理的配慮の観点から、教職員の幼児児童生徒理解につなげる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した(令和6年度体罰件数:20件)。	
①②③令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果では、人権課題によっては若年層に人権意識の高さが見られない傾向がある。 ③令和7年3月に策定した尼崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国籍住民の現状・人権問題について、すべての職員がいかなる職務を担うにあたって、当事者意識の向上を図る必要がある。 ④⑤令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果では、カスタマーハラスメントに係る質問に対してそれを受けたことがある旨の回答が全体の30.2%を占めており、組織的な対応を進める必要がある。	
⑥外国籍住民の社会増が続いており、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び支援体制の確立が課題となっている。 ⑦オンライン上やSNSでのいじめ等、いじめの多様化・複雑化への対応が課題となっている。 ⑧体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透してきているが、体罰等が依然としてゼロになっていないため、今後も引き続き、継続した取組を行う必要がある。	

6 評価結果

評価と取組方針
・人権侵害の防止に向けては、職員の人権意識の向上と適切な市民対応を図るため、引き続き職員研修等において個別具体的な事象を通じた多様な人権課題について学び・考える機会を創出する。

主要事業の提案につながる項目